

一般事業主行動計画

全ての職員が生活の調和が図れ、その能力を十分に発揮できるように雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性職員 … 計画期間中に 1 人以上取得すること

<対策>

- 令和 4 年 4 月～ 男性職員も育児休業取得できることの管理職への周知研修
- 令和 4 年 4 月～ 事業所内会議などを活用した周知・啓発の実施
- 令和 4 年 4 月～ 育児休業取得対象者との個人面談、相談の実施

目標 2：令和 8 年 3 月までに、年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間平均 8 日以上とする。

<対策>

- 令和 4 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況の把握
- 令和 4 年 4 月～ 事業所内会議などを通じて周知・啓発の実施
- 令和 4 年 4 月～ 適正な取得促進のため取得状況の管理の実施

目標 3：ノー残業デーの設定、実施
毎週水曜日は、就業時間終了後速やかに退勤する

<対策>

- 令和 4 年 4 月～ 事業所内会議などを活用した周知・啓発の実施
- 令和 4 年 4 月～ 事業所ごとに問題点、対策の検討
- 令和 4 年 4 月～ 毎月、実態把握し、会議で報告する。